## 町・県民税 特別徴収に係る納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 受付印 特別徴収義務者 所在地 指定番号 申 名称 課•係 猪名川町長 担 代表者の 当 氏名 者役職氏名 法人番号 月 日 提出 電話 年 **※** ※特別徴収義務者が個人事業主の場合、個人番号の記載は不要 地方税法施行令第48条の9の11の規定により下記のとおり届出します。 記 給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満でなくなったため 2 その他

## 注意事項

- 1. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
- 2. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌月10日までに納付してください。